

「静岡市社会共有資産利活用基本方針」 (静岡市アセットマネジメント基本方針の改定) について、あなたのご意見をお寄せください。

【募集期間】令和6年5月2日(木)から令和6年6月3日(月)



意見応募用紙について

下記の窓口で応募用紙を配布しています。
また、静岡市社会共有資産利活用基本方針の案を確認できます。

- (1) 静岡市役所 社会共有資産利活用推進課(静岡市役所 静岡庁舎 新館9階)
- (2) 各区の市政情報コーナー
- (3) 静岡市ホームページ



意見の提出方法について

期間内に、次のいずれかの方法でご提出ください。

- 1 電子申請 : 応募用電子申請フォームで提出ください。
- 2 ファクシミリ: FAX番号 054-221-1295
- 3 持 参: 静岡市役所 静岡庁舎 新館9階 社会共有資産利活用推進課
- 4 郵 送 : 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
社会共有資産利活用推進課宛て



問合せ先

静岡市 総合政策局 社会共有資産利活用推進課 社会共有資産経営係
TEL:054-221-1166 / FAX:054-221-1295

静岡市社会共有資産利活用基本方針とは…

市内に存在する資産(公共施設等)の維持管理、機能移転、統合・複合化、民間活力の導入など、資産マネジメントについて基本的な方向性を示す方針です。



これまでの方針(静岡市アセットマネジメント基本方針)と何がちがうの？

これまで市有資産のみを資産マネジメントの対象としていましたが、まちを構成する要素となっている民間資産もあわせて「静岡市社会共有資産」と捉え、統合的な資産マネジメントの方針として全面改定します。

